

多摩大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

多摩大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、多摩大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命は、建学の精神である「質実清楚・明朗進取・感謝奉仕」を礎に、「国際性」「学際性」「実際性」をキーワードとする基本理念を定め、教育・研究・社会貢献の全分野に共通する教育理念を「現代の志塾」として表現し具体化している。教育目的は学則上に規定し、これらの内容は、多様な媒体を通じて学内外に周知している。

中期計画や事業計画は、基本理念や教育理念と整合しており、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）は、教育理念「現代の志塾」が求める人材像「多摩グローバル人材」を反映している。

教育研究組織は、学事運営のための各種委員会のほか、「国際交流センター」や「地域活性化マネジメントセンター」を設置し、個性・特色が十分発揮できる体制を整備している。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは、学部ごとに定め、学内外に周知している。学生数が入学定員や収容定員に達しない学部もあるが、大学全体では、概ね適切な学生数を確保している。明確な教育課程編成方針に基づき、教育目的を踏まえた体系的な教育課程を編成するとともに、教授方法の工夫・開発に努め、SA(Student Assistant)を活用した修学支援及び授業支援を行っている。単位認定、進級、卒業及び修了認定等の基準は、明確となっている。教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導体制は整備されており、1年次からのキャリア教育やインターンシップも有効に機能している。教育目標の達成に向け、授業アンケートや「学生生活実態調査」を実施し、学修指導等の向上に努めている。学生生活の安定のため、独自の奨学金制度を運用し経済的支援を図るとともに、日常生活や心身の健康管理に関する支援体制を整備している。教員は必要数を確保しており、計画的なFD(Faculty Development)を実施するとともに教育理念に沿った教養教育を展開している。教育研究環境は、概ね整備されているものの一部の校舎についてバリアフリーが未整備であることから早急な対応が望まれる。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学は、寄附行為及び関連諸規定にのっとり運営しており、関係法令も遵守している。大学の使命・目的を達成するために、事業計画や学部中期計画を策定し、法人と連携を保ちながら継続的な努力をしている。環境保全、人権、安全への配慮は適切であり、教育情報や財務情報は、法令に従い公表されている。理事会の意思決定を円滑かつ迅速に行うため、理事長、常務理事、学長が参画する「大学経営会議」が設置され、有効に機能してい

る。

教学の重要事項は、教授会で審議、学長が主宰する「大学運営会議」で決定しており、学長のリーダーシップのもと、明確な意思決定が行われている。「大学運営会議」には、理事長、常務理事が出席しており、大学と法人の意思疎通は十分図られている。

事務組織は、「学校法人田村学園組織運営規程」に基づき編制され、適切に機能している。SD(Staff Development)は、「多摩大学事務職員研修規程」により組織的に取り組んでいる。

財務状況は、帰属収支差額の収入超過を維持しており安定している。会計処理においては、予算管理システムや学生生徒等納付金の管理システムを導入し、効率化に努めている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自主的・自立的な自己点検・評価を実施するため、学長主導による体制の強化を図り、自己点検 PDCA サイクルを確立した。自己点検・評価のプロセスに「ヒアリング」を導入したことで学内コミュニケーションが向上し、学部間のシナジー強化にもつながっている。

自己点検・評価は、毎年実施しており、期中に行う「中間評価」の結果を翌年度の事業計画に反映させることを計画している。

エビデンスは、学内システムに集約することで、教職員が容易に閲覧することができるよう工夫されている。報告書は、全職員に印刷物で配付するとともにホームページにより社会に公開している。

総じて、安定した財政基盤のもと、大学は、開学時から実践的な「実学教育」を展開しており、徹底した少人数教育により、「ゼミ力の多摩大」を標ぼうしている。具体的な教育目標として「多摩のローカリティを究め、グローバルに目を開くグローカリティという思想を持つ、多摩地域の活性化をリードするグローバル人材」の育成を掲げることで、個性と特色にあふれた教育課程を編成している。今後は、「より社会に開かれた大学」として、地域との協働により問題解決を図る新たな大学モデルを追及することとしており、その成果が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域・社会貢献」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神は、「質実清楚・明朗進取・感謝奉仕」であり、「学校法人田村学園寄附行為」第3条中に「建学の精神『質実清楚・明朗進取・感謝奉仕』を礎として、豊かな個性を伸ばし、新しい時代に活躍できる人材を養成することを目的とする。」として明記されている。この目的を背景に、大学開設時の平成元(1989)年には「国際性」「学際性」「実索性」の三つをキーワードとする大学の基本理念を定め、開学20周年を迎えた平成21(2009)年には、教育・研究・社会貢献の全分野の共通理念とする大学の教育理念を「現代の志塾」として定めることで、開学以来標ぼうする「実学教育」の更なる深化を図っている。大学の基本理念をはじめとする大学の使命・目的及び学部等の教育目的は、具体的かつ簡潔に表現されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の基本理念である「国際性」「学際性」「実索性」をより具体化するため、平成21(2009)年に大学の教育理念を「現代の志塾」として定め、「アジア・ユーラシアダイナミズム」に代表される「現代」を認識せしめ、社会の不条理の解決に貢献する「志」を育むため、人間的な触れ合いを重視した「塾」として少人数ゼミを中心としたきめ細やかな教育実践に努めている。

大学、学部及び研究科の人材養成の目的は、それぞれ学則上に明記されており、学校教育法や設置基準等を遵守している。

大学は、時代や社会の要請に応えるため、新たな学部や学科の設置や個性・特色を発揮する拠点施設を開設したほか、大学独自の特長的な教育プログラムを展開している。大学創設25周年となる平成26(2014)年には、生涯学習の拠点となる「T-Studio」を建設し、「より社会に開かれた大学」として、現代社会が抱えるさまざまな問題を地元地域と協働で解決する地域密着型の大学モデルを追及しており、社会の変化への更なる対応に努めている。

【参考意見】

○経営情報学部においては、マネジメントデザイン学科から事業構想学科への名称変更を機に、学科ごとの人材養成の目的を明らかにしたことから、今後は、その目的を学則に明記することが望まれる。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

中期計画や事業計画等は、大学の使命・目的とする基本理念・教育理念をもとに、学長方針に従い各学部において策定され、理事長や常務理事が参画する「大学運営会議」や「大学経営会議」において決定後、他の系列学校と併せ理事会で一括審議し、最終決定する仕組みとなっている。役員や教職員の理解と支持は、その過程を通じて得られている。

建学の精神、使命・目的等は、学生ハンドブック、大学案内、ホームページ等により学内外に周知している。

三つの方針は、教育理念「現代の志塾」が求める人材像「多摩グローバル人材」に反映されている。

教育研究組織は、学事運営のための各種委員会を組織し、基本理念や教育理念に基づく教育特色を発揮する「国際交流センター」「地域活性化マネジメントセンター」を設置するなど、使命・目的及び教育目的の達成に向けての体制が整備され、整合性が図られている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、入試委員会及び教授会等における審議を経て、学部ごとに定めており、大学案内、募集要項、ホームページ等において広く周知されている。

「入試委員会」を中心に試験問題の作成、採点、合否判定等の業務を適切に役割分担して組織的に取組んでおり、併せて高校訪問やオープンキャンパスの実施方法を工夫しながら

ら、積極的な学生募集活動に努めている。

学生の受入れに関しては、入学者数が入学定員に達しない学部があるものの、大学全体では適切な学生数が確保されている。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえた教育課程編成方針は、カリキュラムポリシーとして明確に定められ、シラバス、学生ハンドブック、ホームページ等において明示している。

教育目標とする「多摩グローバル人材」の育成を目指し、教務委員会が中心となって中期計画、事業計画に基づく教育課程を体系的に編成している。

教育理念である「現代の志塾」を具現化するため、ゼミ中心の教育の強化や、ゼミ活動の成果を発表する学生研究発表会の開催、英語集中教育の実施など、大学の個性・特色を明確にするべく教授方法の工夫・開発に努めている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

経営情報学部においては、学生の生涯にわたるキャリア形成を支援すべく、入学前教育から在学中の教育支援、卒業後のキャリア支援までを一貫してサポートする「エンロールマネジメント」を教職協働で実施している。学生の修学実態は、全学生を対象とする「学生満足度調査・学生認識度調査」によって把握し、学生からの意見や要望は関係委員会や関係部署にフィードバックし、学修指導の改善に供している。特色であるゼミ教育の充実を図るため「アゴラ(ラーニングコモンズ)」を改修し、学生のアクティブラーニングの活性化を支援している。

グローバルスタディーズ学部においては、学修支援室を設置し、当該学部の卒業生による確かな学修指導を行うほか、オフィスアワーの積極的な利用を促している。

SA(Student Assistant)については、両学部とも十分な数が確保されており、学生による学修支援や授業支援の体制は整備されている。

また、教職員間、教員・学生間での情報伝達・共有システム「T-NEXT」の運用により、

きめ細かな学修指導を可能とする効率的な学修支援体制が構築されている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級、卒業・修了認定等の基準は、学則、履修規定、履修細則等において明確に定められ、厳正に運用されている。

成績評価の基準についても、学則等に明示されており、GPA(Grade Point Average)制度も奨学生の選考や進級要件等で活用している。

入学前の既修得単位の認定や在学中の協定に基づく他の大学等での既修得単位の認定についても、学則にて明確化され、適切に運用されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

1年次からのキャリア科目の配置、正課科目外の「就活準備スタートアップセミナー」や「キャリア支援講座」「保護者向け就職懇談会」などの実施により、社会的・職業的自立意識の涵養に努力しており、キャリア教育の成果は、経営情報学部、グローバルスタディーズ学部ともに高い就職実績に表われている。

インターンシップの受入企業数と参加学生数が共に多く、インターンシップの目的が有効に機能している。社会的・職業的自立に関する指導のための体制は、正課科目や正課科目外を通じての一貫したキャリア教育を実践するために適切に整備されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況は、授業評価アンケート、「学生満足度・学生認識度調査」「学生生

活実態調査」等の調査結果を分析することにより、点検・評価している。特に、授業評価アンケートでは、評価結果を担当教員にフィードバックするのみならず、図書館やホームページにおいて公開している。フィードバックされた評価結果が一定値以下である教員については、教育内容・方法及び学修指導等の改善を強く求めることで、教育力の強化充実を図っている。また、学部によっては、大学教育を通じたジェネリックスキルの評価育成プログラムである「PROGテスト」や「TOEIC」などの外部試験を効果的に利用し、学修効果の向上に努めている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

日本学生支援機構の奨学金のほか、大学独自のものとして、成績優秀者、特待生、海外留学生、被災学生、外国人留学生に対する各種奨学金制度を設けており、学生生活に要する経済的支援の体制は整備されている。

新入生への「生活アンケート」から始まり、保健室、学生相談室、カウンセリಂಗルームの運営や、生活相談のためのアドバイザー制度やピアサポート制度の実施など、学生の心身や健康への支援も充実している。「学生満足度調査・学生認識度調査」等のアンケート調査により、学生の意見・要望を把握し、適切に対応することで学生生活の安定のための支援に努めている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数、教授数ともに、大学設置基準及び大学院設置基準上の必要数を確保しており、教員の年齢構成もバランスよく配置されている。

教員人事は、「多摩大学人事委員会規程」に基づき人事委員会の決定した方針に沿って行われ、採用については公募制などにより採用候補者選考部会が候補者を選考し、昇任については昇格候補者審査部会で昇格候補者の審査を行うなど規定に従って適切に行っている。

FD 活動として、年間 10 回程度の FD 研修・勉強会が計画的に実施されている。また、「国際性」「学際性」「実索性」をキーワードとする教育理念を実現するための教養教育プログラムを実施しており、教職協働による教養教育の体系化に尽力している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

多摩、湘南の両キャンパスともに、教育目的の達成のための施設設備等は適切に整備されており、校地・校舎ともに設置基準を満たしている。また、平成 25(2013)年度に、新たな施設として「国際交流ルーム」と「地域交流のためのコミュニティスペース」を整備し、教育環境の更なる充実に努めている。全ての校舎は耐震基準を満たしているものの、完成後 20 年を経過しており、快適性、利便性、安全性の向上に向けた整備計画の策定を予定している。

両学部とも、1 クラス当たりの学生数を少人数単位とするクラス編制を特長としており、教員と学生の活発なコミュニケーションを生かした教育効果の発揮に努めている。

【参考意見】

○湘南キャンパスのバリアフリーは一部未整備であり、早急に整備されることが望まれる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人にあつては、寄附行為や諸規定にのっとり適切に運営され、経営の規律と誠実性の維持に努めている。大学の使命・目的の実現、達成のため事業計画、学部中期計画を策定するほか、理事長、常務理事、学長が参画する「大学経営会議」や「大学運営会議」を設置して、継続的な努力に取り組んでいる。

大学の設置、運営については、学校教育法、私立学校法、設置基準等の関連法令を遵守しており、「学校法人田村学園公益通報に関する規程」「多摩大学研究者規程」をはじめとする組織倫理に関する諸規定も整備し、規律ある運営が行われている。

環境保全では、「大学運営会議」において「環境宣言」を決議、また、ハラスメント防止、危機管理に関する規定の制定、防災訓練の実施など人権、安全に配慮している。教育情報、財務情報の公表は、学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、ホームページなどにより公表されている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、「学校法人田村学園寄附行為」に基づき最高意思決定機関として原則年 4 回開催され、法人の事業計画、予算、決算、重要な規定の制定・改正などの事項を審議し、決定している。理事、監事の選任についても寄附行為の定めに従い適正に運用されている。

また、理事会の補佐機関として理事長、常務理事及び常勤理事の学長で構成される「大学経営会議」を設け、理事会機能の円滑化・迅速化を図っている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定組織については、教授会及び研究科教授会において教学に関する重要事項が審議され、学則に基づき「大学運営会議」で決定されるなど、意思決定が明確で円滑に運営されている。また、学部においては、教授会での意思決定に至るまでの学部運営委員会、各種委員会についても規定が整備され、概ね適切に運営されている。

学長の適切なリーダーシップを発揮するため、「学校法人田村学園組織運営規程」「多摩大学大学運営会議規程」において大学運営の責任者を学長と定め、権限と責任を明確にし

ている。また、学長を支える仕組みとして副学長を置くとともにサポート機関として学長室を設け渉外、調査及び企画などを行う体制を整え、業務執行が円滑に行われるよう整備されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人を代表する理事長、教学の責任者である学長及び常務理事で構成する「大学経営会議」が置かれ、また大学の教学に関わる重要事項を審議する「大学運営会議」にも理事長、常務理事が出席するなど、法人と大学との意志疎通は円滑に機能している。また、事務部門においても常務理事、法人本部事務局長、大学事務局長などで構成する定例会議を毎月開催しており、法人本部と大学事務局のコミュニケーションを密にし、円滑な事務処理を実行するための適切な役割を果たしている。

監事は、全ての理事会、評議員会に出席し、法人の業務執行及び財産状況について「学校法人田村学園寄附行為」に基づく業務を適切に執行している。

教学における意思決定機関である「大学運営会議」では、学長が議長を務めリーダーシップを発揮する一方、学部運営委員会をはじめとする各委員会には教員のほか課長級の事務職員も参加し、原案作成に関わることで意思決定機関である大学運営会議に事務局からの提案が活かされるボトムアップの体制も整っている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

業務執行の体制については、「学校法人田村学園組織運営規程」「多摩大学事務職員就業規則」等の規定に基づき使命・目的の達成のための事務組織が編制されている。

大学事務局長及び大学事務局次長は、各教授会、学部運営委員会に出席し、教学と事務

部門との意思疎通を図っている。また、多摩、湘南の両キャンパスでは、事務連絡会、全学課長会を開き部門間の情報共有、業務の一元化など効率的な業務執行に取り組んでいる。

職員の資質・能力向上における SD については、「多摩大学事務員研修規程」を整備し、OJT をはじめ外部団体の研修に派遣するなど組織的に取り組んでいる。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 21(2009)年度に予算管理システムを導入し、帰属収入の変動に対応できる体制を構築してきた。大学全体として学生生徒等納付金収入は、安定的に確保されており、帰属収支差額は継続的に収入超過を維持している。

また、学生生徒等納付金を本学園の最大の収入源とする一方、各種補助金など外部資金の導入にも努め収入源の多角化を図っている。

2 号基本金引当資産や現預金などの自己資金の確保に努めることで、財務基盤の安定化を図っている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準に準拠した「学校法人田村学園経理規程」を定めるほか、予算執行状況をリアルタイムに確認できる予算管理システムや学生生徒等納付金の管理システムを導入し、会計処理の効率化に努めている。

会計監査体制は、公認会計士と税理士により、定例監査、現物監査及びリスクアプローチ監査が毎年度行われ、監査終了後には総括ミーティングを行い、会計処理に対する見解の統一を図っている。

監事は、公認会計士との情報交換や会計監査会場の立会いなどを通じて、会計監査状況を把握し、適正な学校法人の業務監査に努めている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価については学則に規定しており、「自己点検評価規程」に則して毎年実施している。

平成 25(2013)年度には、自主的・自律的な自己点検・評価活動の質を高めるため「自己点検評価規程」を改定し、学長主導による体制の明確化と強化を図ることで、全学的な自己点検 PDCA サイクルを確立した。

自己点検のプロセスに、学内の各委員会に対する「ヒアリング」を導入したことにより学部、研究科及び事務局の責任者とのコミュニケーションが綿密化し、自己点検・評価活動の実効性が向上した。また、事業計画の検証を行う「自己点検評価委員会」に外部委員を選任することにより、評価の客観性を確保している。

「自己点検報告書」は、平成 21(2009)年度から毎年発行しており、学内外に配布するとともにホームページに掲載し公表している。平成 23(2011)年度からは、年度中の進捗状況を確認するための「中間評価」を開始したことで、自己点検・評価活動の更なる充実に努めている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価活動の透明性を高めるものとして、「多摩大学自己点検評価規程」に定める学内の各委員会の議事録をエビデンスとして、原則採用している。

各委員会は、現状把握の調査やデータの収集・分析を行い、これらのエビデンスを活用して自己評価を報告書にまとめている。これらの資料や情報は、学内システムの「サイボウズ」に集約され、教職員が容易に閲覧できるようにしている。

自己点検報告書は、全学的な組織体制で作成し、全教職員に配付することで、自己点検・評価活動について意識と情報の共有化を図っている。

社会への公表としては、報告書をホームページで公開するとともに、関係大学や近隣大学にも配付し、報告書の交換も行っている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学学則及び大学院学則に基づき「多摩大学自己点検評価規程」を定め「自己点検評価委員会」を組織し、自己点検・評価活動を行っている。

自己点検報告書は「日本高等教育評価機構」の基準を適用し、作成している。自己点検・評価活動に「中間評価」を加えることにより、計画や予算の補正と次年度の改善が可能となり、報告書を通して持続的に PDCA サイクルが回るようになっている。自己点検・評価活動の実施方法を整理した PDCA サイクルの概念図を作成することで、学内での理解と活動の活性化に努めている。また、自己点検・評価の機能性を高めるため、平成 24(2012)年度から、両学部の各委員会に「自己点検 WG」を組織し、活動内容と将来計画についても充実を図っている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域・社会貢献

A-1 多摩学

- A-1-① 教育分野における多摩学の取り組み内容について
- A-1-② 研究分野における多摩学の取り組み内容について
- A-1-③ 社会貢献等における多摩学の取り組み内容について

A-2 地域連携

- A-2-① 教育資源の地域社会への提供について
- A-2-② 大学と地域社会との協力関係が構築されているか

【概評】

養成目標とする人材像は、多摩のローカリティを究めることにより、グローバルに目を開く「グローカリティ」という思想を持つ「多摩グローバル人材」である。人材育成のために、「多摩学」が大学の中核的な科目として存在している。「多摩学」を実践するため、経営情報学部において「多摩学入門Ⅰ（歴史）」「多摩学入門Ⅱ（社会経済）」が開講され効果を

挙げている。グローバルスタディーズ学部においても「多摩学」が浸透することを期待したい。ゼミでは「プロジェクト型地域学習」が展開され、学長が主宰する「インターゼミ（社会工学会）」においては、「多摩学研究」が継続的に行われている。

地域貢献を積極的に推進するため、全学組織としての「地域活性化マネジメントセンター」が設置され、地域連携及び活性化の促進、地域人材の育成及び地域の持続的発展のために、大学、公共団体、地域企業等との連携に努めている。

地域との協力関係を構築するため「地域活性化マネジメントセンター」を窓口として、教員だけでなく学生も含めて地域問題の解決に向けての活動を行うなど、学生自身が地域貢献を通して学び成長していく機会が設けられている。また、教育資源の地域への提供、産官学協同の教育研究など、地域連携の拠点となる「T-Studio」が今年度建設された。

「多摩学」の取組みによって、教育研究施設や図書館等が地域に開放され、学長監修の「現代世界解析講座」の開講による社会貢献など、大学が有する知的資源を有効に地域社会に提供している。

多摩市及び多摩信用金庫の三者で「多摩市創業支援事業連携協定」を締結し、創業支援を中心とした活発な連携活動が展開されている。また、湘南キャンパスにおいても「藤沢市と多摩大学との連携等協力協定」が締結され、英語教育支援を中心としたさまざまな連携活動が展開されている。

基準B. 国際交流

B-1 留学等を通じたグローバルな人材育成に関する事

- B-1-① 学生の送り出し体制の整備と適切な運営
- B-1-② 学生の受け入れ体制の整備と適切な運営
- B-1-③ 学内の国際交流活性化のための活動

B-2 海外の諸機関との交流を推進する取り組みに関する事

- B-2-① 海外提携校との連携等他大学との交流の方針の明確化と体制の整備
- B-2-② 留学フェア等による交流体制の整備と充実

【概評】

学部ごとに国際交流委員会が組織され、大学の人材養成の目的に従い、活発な国際交流を推進し、さまざまな留学、研修プログラムを運用している。

平成 22(2010)年度には国際交流センターを設置し、特にグローバルスタディーズ学部を中心に学生の海外留学プログラムの充実に取組み、恒常的なグローバル人材の育成を推進している。教育目的に基づく「グローカリティ」の「実地学習」の場として国際交流活動が位置付けられ、教育理念に基づく明確な方針のもと、組織体制の強化や各種留学プログラムの整備に取組み、奨学金制度や授業料減免制度による経済支援も行っている。

大学規模及び学部構成から考えて、正規留学生の総数がまだまだ少数ではあるが、海外提携校・提携機関の開拓を「アジア・ユーラシアダイナミズム」に関わる地域を中心に両学部が連携して取組み、その数を着実に増やし成果を挙げている。

多摩大学

平成 25(2013)年度に協定を締結した海外校は 7 校あり、累計で 20 校となっている。平成 30(2018)年度には提携校 30 校を目標にしており、交流の方針を明確にし、体制の整備を行っている。

留学生募集については、「留学フェア」を有効活用し、加えて交流促進を目的に海外提携校や提携候補大学を訪問するなどして、交流の実質化と充実を図っている。

